

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 13 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁消防・救急課
消防庁救急企画室
消防庁国民保護・防災部地域防災室
消防庁国民保護・防災部広域応援室

新型コロナウイルスワクチンの接種について（情報提供）

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、5月10日の週をもって、医療従事者等分の新型コロナウイルス（以下「ワクチン」という。）が各自治体に配送される見通しです。「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について（周知）」（令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）にて周知の通り、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる救急隊員等は、ワクチンの優先接種の対象者であることから、希望する者については、順次接種の御対応をいただいているところですが、医療従事者等分のワクチンの配送が完了することで、より一層の接種の加速が想定されます。

つきましては、貴部（局）においては、引き続き、貴都道府県の衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図り、救急隊員等の接種を円滑に進めていただきますようお願いいたします。

その際には、昨日5月12日に総務省より発出された「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナウイルス接種に係る考え方について」（令和3年5月12日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡（別添1））及び医療従事者等の範囲についての厚生労働省見解（別添2）に十分御留意いただくとともに、ワクチン接種にあたっての注意事項等についてまとめた厚生労働省リーフレット（別添3）など「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について（情報提供）（その2）」（令和3年3月19日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）に記載の情報についても適宜御活用ください。

また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

(別添資料)

- 別添1 「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」(令和3年5月12日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡)
- 別添2 厚生労働省HP資料「医療従事者等の範囲について」抜粋
- 別添3 「新型コロナワクチン接種のお知らせ」(厚生労働省リーフレット)
> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000742181.pdf>

以上

【問合せ先】

消防・救急課	高荒	永峯	前田	TEL : 03-5253-7522
救急企画室	小塩	岡澤	石田	TEL : 03-5253-7529
地域防災室	葛城	鈴木	青野	TEL : 03-5253-7561
広域応援室	林	長尾	浅野	TEL : 03-5253-7527

事務連絡
令和 3 年 5 月 12 日

各 都 道 府 県 総 務 部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局
（人事担当課扱い）
各 人 事 委 員 会 事 務 局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に
係る考え方について

医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）以下同じ。）に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について、下記のとおり Q & A を周知しますので、各地方公共団体におかれましては適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

Q：医療従事者等に該当する地方公務員が新型コロナワクチンを接種する場合に、年次有給休暇の取得や職務専念義務の免除等の手続が必要となるか。

A：新型コロナワクチンの接種順位の上位に位置づけられている医療従事者等については、その業務の特性として、新型コロナウイルスへのばく露の機会が極めて多く、当該医療従事者等の発症及びリスクの軽減は、医療提供体制等の確保のために必要とされています。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、医療従事者等の自由意志に基づくものであり、接種について職務命令を発することはできませんが、当該医療従事者等がワクチン接種を希望する場合においては、その業務遂行のために必要な行為として、職務に関するものであると整理して差し支えありません。このため、特段、年次有給休暇の取得や職務専念義務の免除等の手続が必要となるものではありません。

なお、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員に該当する地方公務員についても同様の取扱いとしてください。

連絡先

公務員課公務員第四係

電話 03-5253-5544（直通）

厚生労働省HP資料「医療従事者等の範囲について」より、消防関連部分を抜粋。<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000740885.pdf>

(1) 医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者^(注)と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること

※なお、ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意（医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない）

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

(2) 医療従事者等の範囲は以下とする。

- 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

※救急隊員等の具体的な範囲は、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）。

(参考)「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」（令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）

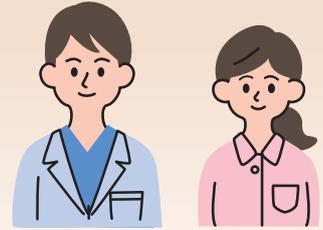
新型コロナワクチン接種のお知らせ

接種費用
無料
(全額公費)

医療従事者等※の方から 新型コロナワクチンの接種が始まります。

※新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む)に直接医療を提供する施設の医療従事者等。
新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。

- ◎ご自身が該当するかどうかや、接種方法・接種場所等については、ご自身の所属機関にてご確認ください。
- ◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要であり、強制されるものではありません。職場や周囲の方などに接種を強制したり、強引に勧めたりすることがないようにしてください。



接種にあたっての注意事項

- 以下にあてはまる方も基本的には接種は可能ですが、かかりつけ医等とご相談の上、ワクチンを受けるかどうかお考えください。
 - ・現在、何かの病気で治療中の方
 - ・授乳中の方
 - ・新型コロナウイルスに感染したことがある方
- 妊娠中の方につきましては、現時点では十分な臨床試験データがありませんので、接種については主治医等とご相談ください。

接種当日の注意事項

- 接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、接種を受ける予定の施設にご連絡ください。
- 肩を出しやすい服装でお越しください。

接種の際に必要なもの	初回	<ul style="list-style-type: none"> ・接種券付き予診票(職場にて配付されます) ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
	2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・接種記録書※と上記2点 ※接種記録書は1回目の接種時に配付されます。

ワクチンは2回接種します

- ・ワクチンの効果を十分得るために、同じワクチンを通常3週間空けて2回受ける必要があります。
- ・接種後に現れた症状の種類によっては、2回目の接種を受けない方がよいこともあります。接種後に気になる症状が現れた方は、2回目を受けるかどうかも含めて、ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医にご相談ください。
- ・有効性、安全性についての情報は裏面をご覧ください。



すでにワクチンを受けた医療従事者等の方にも、市町村からクーポン券が送付されますが、そちらは使用しないでください。なお、一般の方は、クーポン券を使います。

コミナティ®(ファイザー社)について



特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○メッセンジャーRNAワクチンという種類のワクチンです。 ○通常、三角筋(上腕の筋肉)に、筋肉内注射という方法で接種します。 								
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症の予防 <ul style="list-style-type: none"> ※ワクチンを受けた人の方が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということがわかっています(発症予防効果は約95%と報告されています。) 								
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ○次のような症状が現れることがあります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">発現割合</th> <th>症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上</td> <td>接種部位の痛み、疲労、頭痛</td> </tr> <tr> <td>10-50%</td> <td>筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ</td> </tr> <tr> <td>1-10%</td> <td>吐き気、嘔吐</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">コミナティ®添付文書より改編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの予防接種等と比べて、痛みが強いと感じる方もいます。 ・これらの症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。 ・疲労や関節痛、発熱など、1回目より2回目の方が、頻度が高くなる症状もあります。 <ul style="list-style-type: none"> ○接種後すぐに現れる可能性がある症状について <ul style="list-style-type: none"> ※アナフィラキシー <ul style="list-style-type: none"> ・薬や食物が体に入ってから、短時間で起こることのあるアレルギー反応です。 ・じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が、急に起こります。血圧低下や意識レベルの低下(呼びかけに反応しない)を伴う場合をアナフィラキシーショックと呼びます。 ・起こることは極めてまれですが、接種後にもアナフィラキシーが起こっても、すぐに対応が可能なよう、ワクチンの接種会場や医療機関では、医薬品などの準備をしています。 ※血管迷走神経反射 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に対する緊張や、強い痛みをきっかけに、立ちくらみがしたり、血の気が引いて時に気を失うことがあります。 ・誰にでも起こる可能性がある体の反応で、通常、横になって休めば自然に回復します。 ・倒れてケガをしないように、背もたれのある椅子に座って様子を見てください。 	発現割合	症 状	50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛	10-50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ	1-10%	吐き気、嘔吐
発現割合	症 状								
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛								
10-50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ								
1-10%	吐き気、嘔吐								

予防接種では、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票のある市町村の予防接種担当部門にお問い合わせください。

ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

ワクチンを受けた方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、他の方への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。また、ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチンを受けた方も受けていない方も、共に社会生活を営んでいくことになります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。

具体的には、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

新型コロナワクチンの詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索

